（別紙３）

防災・減災関連の支援策等について

１．中小企業強靭化法に基づく施策（参考資料１）

中小企業庁では、「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業が策定する防災・減災に係る取組を「事業継続力強化計画」等として認定する制度を行っております。計画では、目的の明確化、初動対応手順、自然災害が事業活動に与える影響、リスクに対する対策、事前対策の実効性の確保に向けた取組等を記載し、認定を受けた事業者は次の支援を受けることができます。

1. 防災・減災設備への税制優遇（中小企業防災・減災投資促進税制）

事業継続力強化計画に記載された対象設備を新たに取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却20％の税制措置を受けることができます（令和２年度末まで）。

1. 補助金の優遇措置

経済産業省が執行する一部の補助金で、優先採択が受けられます。

（平成３０年度第２次補正予算では、ものづくり補助金二次公募について加点措置を行っており、今後も、同様の措置を継続する予定です。）

1. 日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資（貸付利率から0.9%引き下げ）を実施します。（運転資金は基準金利）

　・貸付限度額

 　 中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

 　 国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）

　・貸付期間

 　 設備資金20年以内、長期運転資金７年以内（据置期間２年以内）

詳しくは、お近くの日本政策金融公庫までお問い合わせください。

（※1）事業継続力強化計画等の認定を受けた事業者が必ずしも低利融資を受けられるというものではありません。別途、日本政策金融公庫内での審査をうけることが必要となります。

1. 信用保証枠の拡大

事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けることができます。

詳しくは、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

（※2）事業継続力強化計画等の認定を受けた事業者が必ずしも保証枠の拡大を受けられるというものではありません。別途、信用保証協会内での審査をうけることが必要となります。

具体的な内容や手続きにつきましては、各地方経済産業局にお問い合わせください。

北海道経済産業局　産業部中小企業課　０１１-７０９-１７８３

東北経済産業局　　産業部中小企業課　０２２-２２１-４９２２

関東経済産業局　　産業部中小企業課　０４８-６００-０３２１

中部経済産業局　　産業部中小企業課　０５２-９５１-２７４８

近畿経済産業局　　産業部中小企業課　０６-６９６６-６０２３

中国経済産業局　　産業部中小企業課　０８２-２２４-５６６１

四国経済産業局　　産業部中小企業課　０８７-８１１-８５２９

九州経済産業局　　産業部経営支援課　０９２-４８２-５５９２

内閣府沖縄総合事務局　経済産業部中小企業課　０９８-８６６-１７５５

（参考URL：事業継続力強化計画）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#zeisei

２．ものづくり補助金（参考資料２）

中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援しています。生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備についても、補助対象になります。

・補助額：100万～1,000万円

・補助率：中小企業1/2、小規模企業2/3

具体的な内容や手続きにつきましては、中小企業基盤機構又は今後決定する補助金執行団体等にお問い合わせください。

３．水害リスクに関する助言について

水害対策等を行うに当たり、必要に応じ、ハザードマップを作成している各地域の市区町村の危機管理担当部局や河川管理者が水害リスクに関する助言を受けることができます。

なお、国管理河川の場合は、全国の地方整備局等の河川関係事務所に地域の水防力の強化を図る相談窓口として「災害情報普及支援室」を設置し、

・河川等のハザードマップの作成、洪水予報等の情報伝達に関する市町村への技術支援

・避難確保、浸水防止に関する計画作成を行う施設の所有者又は管理者への技術支援

・その他、災害情報を普及するために必要な支援

等を行っておりますので、ご活用ください。

（参考URL）

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou-shien.html （「災害情報普及支援室」で検索）